

キャリアコンサルタント登録制度における指定登録機関等

○指定登録機関（1機関）
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会

○登録試験機関（2機関）
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会
※第1回試験を8月下旬に実施予定。概ね4半期単位で実施。

○養成講習（15講習（14機関））

講習	実施機関
CMCAキャリアコンサルタント養成講習	特定非営利活動法人日本キャリア・マネジメント・カウンセラー協会
GCDF-Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会
GCDF-Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	テンプスタッフ・ピープル株式会社
GCDF-Japanキャリアカウンセラートレーニングプログラム	マンパワーグループ株式会社
ICDSキャリアコンサルタント養成講座	有限会社キャリアサポーター
一般社団法人日本産業カウンセラー協会キャリアコンサルタント養成講習	一般社団法人日本産業カウンセラー協会
キャリアコンサルタント養成講座	株式会社テクノファ
キャリアコンサルタント養成講座	株式会社リカレント
キャリアコンサルタント養成講座（総合）	株式会社日本マンパワー
キャリアコンサルタント養成講習	学校法人大原学園
キャリアコンサルタント養成ライブ通信講座	株式会社リカレント
公益財団法人関西カウンセリングセンターキャリアコンサルタント養成講習	公益財団法人関西カウンセリングセンター
公益財団法人関西生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人関西生産性本部
公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人日本生産性本部
LEC東京リーガルマインドキャリアコンサルタント養成講座	株式会社東京リーガルマインド

※上記機関及び講習は、キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会（座長：桐村晋次氏）における検討を踏まえ指定等実施。
※更新講習については、平成28年夏以降指定予定。
（平成28年5月1日時点）

(参考) キャリアコンサルタント登録制度について

- キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。
- 平成28年4月1日より、キャリアコンサルタントを登録制の名称独占資格とし、5年ごとの講習受講による資格更新制度、守秘義務・信用失墜行為の禁止等の規定と相まって、その質を担保し、労働者等が安心して職業に関する相談を行うことのできる環境を整備。

(キャリアコンサルタント登録制度の概要)

